

【別紙 1】

生活環境の保全に関する環境基準…河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成 5 年 11 月 19 日政令 371）に基づき、環境省大臣もしくは都道府県知事が行う。

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域	
		水 イ 濃 (pH)	素 ン 度	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 酸 素 存 量 (DO)		大 腸 菌 数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下		1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	昭 46 環告 59の第1の 2 の(2)により水域類型 ごとに指定 する 水域 河川調査地点(p3~5)参 照
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下		2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下		3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下		5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下		8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下		10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用いる水質自動 監視測定装置によりこれ と同程度の計測結果の 得られる方法	規格 21 に 定める方法	付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極若しくは 光学式センサを用いる水 質自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	付表 10 に掲げる 方法		

備 考

1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU／100ml 以下とする。

5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
 水産生物用
 〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 〃 3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域 類 型 ご と に 指 定 する水域
生 物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める 方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる 方法	
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

【参考】

BODの環境基準の達成状況の評価について

類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」※ が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※75%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に 並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75%水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）